

## 令和３年度「富谷市観光交流拠点推進事業」業務委託に係る 公募型プロポーザル審査委員会設置要領

### （設置目的）

第１条 令和３年度「富谷市観光交流拠点推進事業」業務委託において、受託者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その選定を適正に行うため、公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第２条 審査委員会は、企画提案書等の審査及び候補者の決定に関する事務をつかさどる。

### （組織）

第３条 審査委員会の委員は、本市職員のうち、次に掲げる職にあるものをもって組織する。

- （１） 副市長
- （２） 企画部長
- （３） 総務部長
- （４） 市民生活部長
- （５） 保健福祉部長
- （６） 経済産業部長
- （７） 建設部長
- （８） 教育部長

２ 委員の任期は、第２条の事務が終了するまでとする。

### （委員長）

第４条 審査委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

- ２ 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- ３ 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### （会議）

第５条 委員会の会議は（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

- ２ 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- ３ 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### （秘密の保持）

第６条 審査において委員が知り得た情報は、その任期が終了した後でも秘密を保持しなければならない。

(評価・選定方法)

第7条 評価・選定方法は、令和3年度「富谷市観光交流拠点推進事業」業務委託に係る企画提案（プロポーザル）実施要領に定める。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、産業観光課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月12日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、委託契約の締結の日に限り、その効力を失う。